

逗子市福祉会館条例(平成17年条例第22号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>逗子市福祉会館条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年 9 月27日 逗子市条例第22号</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 この条例は、市民の福祉の増進と福祉活動の育成発展を図るため、逗子市福祉会館(以下「会館」という。)を設置し、その管理等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">名称 逗子市福祉会館</p> <p style="padding-left: 2em;">位置 逗子市桜山5丁目32番1号</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第3条 市長は、次に掲げる会館の管理に関する業務を地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p>	<p>逗子市福祉会館条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年 9 月27日 逗子市条例第22号</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第3条 市長は、次に掲げる会館の管理に関する業務を地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p><u>（1） 第1条に規定する施設の目的を達成するために必要な業務</u></p>

(1) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(2) 使用の許可等に関すること。

(3) その他会館の管理上必要となる業務

(開館時間及び休館日)

第4条 会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、\_\_\_\_\_これを\_\_\_\_\_変更することができる。

2 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、\_\_\_\_\_臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日(前2号に該当する日を除く。)

(使用の許可\_\_\_\_\_)

第5条 会館を使用しようとする者は、指定管理者に申請して使用の許可を受けなければならない。ただし、指定管理者は、当該使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 使用の許可等に関する業務

(4) (略)

(開館時間及び休館日)

第4条 会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

2 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) (略)

(2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(使用の許可及び制限)

第5条 (略)

(2) 会館の施設及び設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他会館の管理上支障があると認められるとき。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の使用の許可について条件を付することができる。

3 第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に会館を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の許可を取り消し、又は当該使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。

(2) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の目的以外に使用したとき。

(4) 使用の許可の条件に違反したとき。

(5) 前条第1項ただし書の各号及び同条第3項のいずれかに該当する事由を発生させたとき。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の使用の許可に\_\_\_\_\_条件を付することができる。

3 (略)

(使用許可の取消し等)

第6条 (略)

(損害賠償の義務)

第7条 会館の施設及び設備等に損害を生じさせた者は、直ちにこれに相当する物品又は金額を賠償しなければならない。

(利用料金)

第8条 使用者は、指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定める割合により利用料金を減免することができる。

(1) 本市及び本市の機関が使用する場合 10割

(2) 市内の社会福祉事業に関係する団体等が福祉活動のために使用する場合 10割

(3) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき 5割

(損害賠償\_\_\_\_\_)

第7条 故意又は重大な過失により会館の施設、設備、資料等を破損又は滅失せしめた者は、指定管理者の指示に従いその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する会館の施設又は設備を損傷し、又は汚損したときは、それによって生じた損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金)

第8条 使用者は、指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額を上限として\_\_\_\_\_、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の利用料金は、原則として前納とする。ただし、使用当日の設備の追加及び時間の超過に係る利用料金については、当該使用が終了した後、速やかに精算し、支払わなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者の指定)

第9条 指定管理者の指定を受けようとする者は、市長が公示する期日までに事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、会館の設置の目的を最も効果的に達成できると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定するものとする。

3 指定管理者の指定の期間は、原則として5年とする。ただし、当該期間満了後の期間の更新を妨げない。

(指定管理者の指定等の告示)

第10条 市長は、前条の規定により指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

4 (略)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定めるところにより、前条第1項の利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定)

第11条 (略)

(指定管理者の指定等の告示)

第12条 (略)

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎会計年度の終了後(法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後)、規則で定めるところにより、会館に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等による損害賠償の免責)

第12条 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより当該指定管理者に損害が生じた場合であっても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、会館の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第13条 (略)

(指定の取消し等による損害賠償の免責)

第14条 (略)

(原状回復\_\_\_\_)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の逗子市福祉会館条例の規定により行われた許可その他の行為は、改正後の逗子市福祉会館条例の規定

別表(第8条関係)

会議室使用料

【別記1-2 参照】

備考 会議室を2室とし、その1室を使用する場合の使用料は定額の1/2の額とする。

により行われた許可その他の行為とみなす。

別表(第8条関係)

会議室利用料金

【別記1-1 参照】

【別記1-1】  
改正後（案）

種別	区分	午前A	午前B	午後A	午後B
		午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで
会議室	第1	400円	400円	400円	400円
	第2	400円	400円	400円	400円
研修室		300円	300円	300円	300円
小会議室	第1	100円	100円	100円	100円
	第2	100円	100円	100円	100円
	第3	100円	100円	100円	100円

【別記1-2】

現行

種別	区分	午前	午後	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
会議室		1,200円	1,500円	2,400円
放送設備		1回につき 750円		